

柔道整復師養成施設自己点検表(広島県)

- ◆指定規則...柔道整復師学校養成施設指定規則
- ◆指導ガイドライン...柔道整復師養成施設指導ガイドライン
- ◆指導要領...広島県柔道整復師養成施設指導要領
- ◆施行令...柔道整復師法施行令

養成施設名

課程の別

(昼・夜・通・その他)

定員()名

修業年限

年

点検事項	根拠規定	施設状況	適否	確認書類(例)																																										
			適 否																																											
1 学則等の内容に関する事項	(1) 学則に次の事項を必ず規定していること ① 養成施設の名称 ② 位置 ③ 教育課程(昼間又は夜間の別及び指定規則別表第1の教育内容ごとの単位数並びに時間数), 1学年の定員, 修業年限及び学級数 ④ 養成施設の休日及び年間必要授業日数 ⑤ 教職員の職名及び定員並びに専任教員の定員 ⑥ 入学資格, 入学者の選考の方法, 入学手続 ⑦ 進級, 卒業, 退学及び除籍の基準 ⑧ 生徒納付金の種類及び金額並びに定められた納付金以外には徴収しない旨の規定	指導要領2		・学則 ・カリキュラム表 ・シラバス ・議事記録																																										
2 教員に関する事項	(1) 養成施設の長は他に常勤の職を有していないか(専ら養成施設の管理の任に当たることができる者であるか) (2) 指定規則別表第1の教育内容の欄に掲げる各教育内容を教授するのみ適当な数の教員を有すること	指定規則第2条第1項第4号, 指導要領3(1) 指定規則第2条第1項第5号, 指導要領3(2)(3)(4)(5)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">教育内容</th> <th>単位数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基礎分野</td> <td>科学的思考の基礎</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">14</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>人間と生活</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">専門基礎分野</td> <td>人体の構造と機能</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td>高齢者及び競技者の生理学的特徴・変化を含む。</td> </tr> <tr> <td>疾病と傷害</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>柔道整復術の適応</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健医療福祉と柔道整復の理念</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td>職業倫理を含む。</td> </tr> <tr> <td>社会保障制度</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">専門分野</td> <td>基礎柔道整復学</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td>外傷保存療法の経過及び治癒の判定を含む。</td> </tr> <tr> <td>臨床柔道整復学</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td>物理療法機器等の取扱い及び柔道整復術適応の臨床的判定(医用画像の理解を含む。)を含む。</td> </tr> <tr> <td>柔道整復実技</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td>高齢者及び競技者の外傷予防技術並びに臨床実習前施術試験等を含む。</td> </tr> <tr> <td>臨床実習</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">99</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	教育内容		単位数	備考	基礎分野	科学的思考の基礎	14		人間と生活	専門基礎分野	人体の構造と機能	15	高齢者及び競技者の生理学的特徴・変化を含む。	疾病と傷害	11		柔道整復術の適応	2		保健医療福祉と柔道整復の理念	8	職業倫理を含む。	社会保障制度	1		専門分野	基礎柔道整復学	10	外傷保存療法の経過及び治癒の判定を含む。	臨床柔道整復学	17	物理療法機器等の取扱い及び柔道整復術適応の臨床的判定(医用画像の理解を含む。)を含む。	柔道整復実技	17	高齢者及び競技者の外傷予防技術並びに臨床実習前施術試験等を含む。	臨床実習	4		合計		99	
教育内容		単位数	備考																																											
基礎分野	科学的思考の基礎	14																																												
	人間と生活																																													
専門基礎分野	人体の構造と機能	15	高齢者及び競技者の生理学的特徴・変化を含む。																																											
	疾病と傷害	11																																												
	柔道整復術の適応	2																																												
	保健医療福祉と柔道整復の理念	8	職業倫理を含む。																																											
	社会保障制度	1																																												
専門分野	基礎柔道整復学	10	外傷保存療法の経過及び治癒の判定を含む。																																											
	臨床柔道整復学	17	物理療法機器等の取扱い及び柔道整復術適応の臨床的判定(医用画像の理解を含む。)を含む。																																											
	柔道整復実技	17	高齢者及び競技者の外傷予防技術並びに臨床実習前施術試験等を含む。																																											
	臨床実習	4																																												
合計		99																																												
(3) 教員(専任及び兼任に限らず)は、指定規則別表第2の上欄に掲げる教育内容について、それぞれ次に掲げる者であるか 【基礎分野】 <input type="checkbox"/> 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については3年以上の勤務経験を有する者) <input type="checkbox"/> 担当科目について教育職員免許法第4条に規定する高等学校の教員の相当教科の免許状を有する者 【専門基礎分野】 ① 医師 ② 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)第六十三条に規定する特別支援学校の療育の教科の普通免許状を有する者	指定規則第2条第1項第6号 指導要領3(2) 指定規則別表第2, 指導要領3(3)(4)			・教員名簿 ・就任承諾書 ・資格証 ・履歴書																																										

柔道整復師養成施設自己点検表(広島県)

- ◆指定規則...柔道整復師学校養成施設指定規則
- ◆指導ガイドライン...柔道整復師養成施設指導ガイドライン
- ◆指導要領...広島県柔道整復師養成施設指導要領
- ◆施行令...柔道整復師法施行令

養成施設名

課程の別

(昼・夜・通・その他)

定員()名

修業年限

年

点検事項	根拠規定	施設状況	適否	確認書類(例)						
			適 否							
<p>③ 柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者(柔道整復術の適応以外の教育内容を教授する場合に限る。)</p> <p>※なお、担当する科目は、社会保障制度、人体の構造と機能(解剖学のうち運動器系の構造に関する事項及び運動学のうち運動器の機能に関する事項に限る)、疾病と障害(リハビリテーション医学のうち高齢者運動機能の維持・回復に関する事項に限る)及び保険医療福祉と柔道整復の理念(医学史、関係法規及び柔道に限る)のみ教授</p> <p>④ 指定規則別表第2専門基礎分野の項に規定する『これと同等以上の知識及び経験を有する者』とは、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>○歯科医師(臨床医学以外の教育内容を教授する場合に限る。)</p> <p>○担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)</p> <p>○改正指定規則(H元)による改正前指定規則別表第3「解剖学 生理学 衛生学(消毒法を含む。) 診療概論 臨床各論」の項第3号に該当する者(改正規則施行の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)</p>										
【専門分野】										
<p>① 医師</p> <p>② 柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者</p> <p>③ 指定規則別表第2専門分野の項に規定する『これと同等以上の知識及び経験を有する者』とは、次のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>○担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、3年以上の勤務経験を有する者に限る。)</p> <p>○改正規則による改正前の指定規則別表第3に規定する柔道整復師教員(改正規則の施行の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)</p>	<p>指定規則別表第2、指導要領3(5)</p>									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">基礎分野</td> <td>教授するのに適当と認められる者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">専門基礎分野</td> <td>次の各号のいずれかに該当する者であって教育内容に相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)第六十三条に規定する特別支援学校の療育の教科の普通免許状を有する者 三 柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者(柔道整復術の適応以外の教育内容を教授する場合に限る。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">専門分野</td> <td>次の各号のいずれかに該当する者であって教育内容に相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者</td> </tr> </table>	基礎分野	教授するのに適当と認められる者	専門基礎分野	次の各号のいずれかに該当する者であって教育内容に相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)第六十三条に規定する特別支援学校の療育の教科の普通免許状を有する者 三 柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者(柔道整復術の適応以外の教育内容を教授する場合に限る。)	専門分野	次の各号のいずれかに該当する者であって教育内容に相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者				
基礎分野	教授するのに適当と認められる者									
専門基礎分野	次の各号のいずれかに該当する者であって教育内容に相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)第六十三条に規定する特別支援学校の療育の教科の普通免許状を有する者 三 柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者(柔道整復術の適応以外の教育内容を教授する場合に限る。)									
専門分野	次の各号のいずれかに該当する者であって教育内容に相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者									
<p>(4) 教員のうち6人(1学年に30人を超える定員を有する養成施設にあっては、そのを超える数が30人までを増やすごとに1を加えた数)以上は、別表第2専門基礎分野の項各号若しくは同表専門分野の項第2号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員であるか</p>	<p>指定規則第2条第1項第7号</p>									
<p>(5) 専任教員のうち2人は、(柔道整復の教育に関し)5年以上の経験を有するか</p>	<p>指導要領3(9)</p>									
<p>(6) 柔道整復師である教員を2名以上専任とすること</p>	<p>指導要領3(10)</p>									
<p>(7) 教員1人の授業時間は1週当たり15時間を標準としているか</p>	<p>指導要領3(11)</p>									

柔道整復師養成施設自己点検表(広島県)

- ◆ 指定規則...柔道整復師学校養成施設指定規則
- ◆ 指導ガイドライン...柔道整復師養成施設指導ガイドライン
- ◆ 指導要領...広島県柔道整復師養成施設指導要領
- ◆ 施行令...柔道整復師法施行令

養成施設名

課程の別

(昼・夜・通・その他)

定員()名

修業年限

年

点検事項	根拠規定	施設状況	適否		確認書類(例)
			適	否	
(8) 教員の出勤状況が確実に記録されているか	指導要領3(12)				・出勤簿
(9) 柔道整復を行う施術所(以下「施術所」という。), 医療機関等において臨床実習を行う場合には, その進捗管理等を行うため, 専任教員のうち, 実習調整者を1名以上配置しているか	指導要領3(13)				
3 生徒に関する事項					
(1) 入学資格の審査は確実に行われているか	指導要領4(2)				・卒業(見込)証明書 ・入学願書 ・判定会議議事録
(2) 1学級の定員は30名以下で, 学則に定められた学生の定員を遵守しているか。 (生徒数が著しく下回っている場合→今後の方針を聴取する。) ※平成11年1月12日医事第1号厚生労働省健康政策局医事課長通知	指定規則第2条第1項第8号, 指導要領4(1)				・学則 ・募集要項 ・学生名簿
(3) 入学者の選考は適正に行われているか (複数面接, 筆記試験, 合格基準)	指導要領4(3)				
(4) 入学時期は厳正か, また, 途中入学が行われていないか	指導要領4(4)				
(5) 転学は, 指定施設の相当学年相互の間においてのみ行われているか	指導要領4(5)				
(6) 出席状況が確実に把握されているか	指導要領4(6)				・出席簿
(7) 出席状況の不良な者について, 進級又は卒業の措置は適切か	指導要領4(6)				
(8) 卒業の判定に当たり, 公益財団法人柔道整復研修試験財団が実施する認定実技審査制度などにより実技能力の審査が適正に行われており, また, その審査結果が記録・保存されているか	指導要領4(7)				・審査結果
(9) 健康診断等保健衛生上, 必要な措置がとられているか ※学校保健安全法準用	指導要領4(8)				
4 授業に関する事項					
(1) 授業は適切に行われているか (昼間の課程においては, 授業を昼間に行うこと。夜間授業は特にやむを得ないと認められる場合に限り行うこと。)	指導要領5(5)				・時間割
(2) 教育の内容は, 指定規則別表第1及び指導ガイドライン別添に定めるもの以上であること	指定規則第2条第1項第3号				・時間割
指導ガイドライン別添					
基礎分野					
科学的思考の基盤, 人間と生活	14	科学的・理論的思考力を育て, 人間性を磨き, 自由で主体的な判断と行動を培う。生命倫理, 人の尊厳を幅広く理解する。国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。			
人体の構造と機能	15	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。			
疾病と傷害	11	健康, 疾病, 外傷及び障害について, その予防と治療に関する知識を修得し, 理解力, 観察力, 判断力を養う。			
専門基礎分野					
柔道整復術の適応	2	適切な柔道整復術を行うため, 柔道整復が適応されるか否かの判断能力を養う。			
保健医療福祉と柔道整復の理念	8	国民の保健医療福祉の推進のため, 柔道整復師が果たすべき役割や職業倫理について学ぶ。地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を育成する。柔道により, 柔道整復の源を学ぶとともに, 健全な身体の育成及び礼節をわきまえた人格を形成する。			
社会保障制度	1	人々が生涯を通じて, 健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う。			
基礎柔道整復学					
基礎柔道整復学	10	柔道整復の枠組みと理論を理解し, 系統的な柔道整復の施術を行うことのできる能力を養う。			
臨床柔道整復学					
臨床柔道整復学	17	柔道整復術に必要な知識と技能を修得し, 問題解決能力を養う。柔道整復に関しての社会的要請の多様化に対応できる能力を養う。			

柔道整復師養成施設自己点検表(広島県)

- ◆指定規則...柔道整復師学校養成施設指定規則
- ◆指導ガイドライン...柔道整復師養成施設指導ガイドライン
- ◆指導要領...広島県柔道整復師養成施設指導要領
- ◆施行令...柔道整復師法施行令

養成施設名

課程の別

(昼・夜・通・その他)

定員()名

修業年限

年

点検事項				根拠規定	施設状況	適否		確認書類(例)	
						適	否		
	門分野	柔道整復実技	17	種々の外傷に必要な予防(高齢者、競技者)と治療の技術を修得する。また、柔道整復に関しての社会的要請の多様化に対応できる臨時的観察能力、分析力を養う。					
		臨床実習	4	柔道整復師としての臨床における実践的能力及び保険の仕組みに関する知識を習得し、患者との適切な対応を学ぶ。また、施術者としての責任と自覚を学ぶ。					
	(3) 単位の計算方法は適切であるか (1単位の授業時間数は、講義及び演習は15時間から30時間、実験・実習及び実技は30時間から45時間、臨床実習は45時間)				指導要領5(2)(3)				・時間割
	(4) 夜間授業は適切であるか(18時以降1日4時間以内) (昼間授業は実習などやむを得ないと認められる場合に限り行うこと。)				指導要領5(6)				・時間割
	(5) 学則に定められていない臨時休校等が行われていないか				指導要領5(7)				・時間割
	(6) 教員が欠勤した場合の措置は適切であるか(振替授業等)				指導要領5(8)				
5 実習に関する事項	(1) 臨床実習施設として、附属の臨床実習施設又は施術所が確保されているか。また、必要に応じ医療機関等の実習施設を確保すること。なお、附属の臨床実習施設、施術所及び医療機関等とは、それぞれ次に掲げる施設をいう。			指導要領6(1)(2)(3)(5)					
	附属の臨床実習施設	当該養成施設が教育を目的として設置した施設であって、当該養成施設の教員が直接指導に当たり実習を行う施設							
	施術所	次の要件を満たしている施術所 ア 臨床実習における到達目標が設定されており、これに沿って実習が実施できること イ 5年以上の開業実績があること ウ 教員の資格を有する柔道整復師、又は5年以上実務に従事した後に厚生労働省の定める基準に合った「柔道整復師臨床実習指導者講習会」を修了した柔道整復師である臨床実習指導者が配置されていること エ 過去1年間の施術日の平均受診者数が20名以上であること オ 臨床実習の実施に関し必要な施設及び設備を利用することができること カ 施術所の開設者は、過去も含め療養費申請資格停止等の行政処分を受けていないこと キ 臨床実習を行うに当たり、患者に対して臨床実習を行うことを文書により同意を得ること							
	医療機関等	整形外科や救急を行う病院や診療所、スキー場等の救護所などのスポーツ施設、機能訓練指導員を配置している介護施設等の施設							
	(2) 臨床実習は、附属の臨床実習施設または施術所で実施することを基本とし、機能訓練指導員を配置する介護施設等においては1単位を超えない範囲に限ること。			指導要領6(4)					
6 校舎に関する事項	(1) 適正な数の普通教室を有しているか(同時に授業を行う学級の数以上)			指定規則第2条第1項第9号					
	(2) 図書室を有しているか			指導要領7(2)					
	(3) 実習室を有しているか			指定規則第2条第1項第10号					

柔道整復師養成施設自己点検表(広島県)

- ◆指定規則...柔道整復師学校養成施設指定規則
- ◆指導ガイドライン...柔道整復師養成施設指導ガイドライン
- ◆指導要領...広島県柔道整復師養成施設指導要領
- ◆施行令...柔道整復師法施行令

養成施設名

課程の別

(昼・夜・通・その他)

定員()名

修業年限

年

点検事項	根拠規定	施設状況	適否		確認書類(例)																
			適	否																	
(4) 各教室の面積は適正か ◇普通教室1.65㎡/人 ◇実習室2.1㎡/人	指定規則第2条第1項第11号																				
(5) 実習室は、ロッカールーム又は更衣室及び消毒設備並びに水道設備が整備されているか	指定規則第2条第1項第12号、指導要領7(3)																				
(6) 実習室の机・椅子は適正に配置されているか	指導要領7(4)																				
(7) 校舎は確実に使用できる権利が確保されているか (原則として設置者所有、確実かつ長期の賃貸借契約)	指導要領7(5)																				
(8) 校舎は他の目的に併用されていないか	指導要領7(6)																				
(9) 事務室、消毒・手洗設備その他必要な施設を有しているか (配置構造)	指定規則第2条第1項第13号																				
(10) 柔道場を有すること	指導要領7(1)																				
7 財政に関する事項																					
(1) 養成施設の運営は適正であるか (管理運営、財政上の健全性)	指導要領8(1)																				
(2) 養成施設の経理は明確に区分されているか(養成施設以外と)	指導要領8(2)																				
(3) 入学者、授業料等は適当な額であり、学則で定めた以外の生徒納付金は一切徴収していないか	指導要領8(3)																				
8 事務に関する事項																					
(1) 各帳簿類は適正に管理されているか 次に掲げる表簿が備えられ、学籍簿は20年、その他は5年間保存されていること	指導要領9																				
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">① 学則</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">② 日課表</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">③ 学校日誌</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">④ 職員名簿</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⑤ 履歴書</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⑥ 出勤簿</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⑦ 学籍簿</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⑧ 出席簿</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⑨ 健康診断に関する表簿</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⑩ 入学者選考表簿</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⑪ 在校者成績考査表簿</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⑫ 資産原簿</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⑬ 出納簿</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⑭ 予算決算に関する表簿</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⑮ 器械器具・標本・模型・図書その他の備品目録</td></tr> <tr><td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">⑯ 往復文書処理簿</td></tr> </table>	① 学則	② 日課表	③ 学校日誌	④ 職員名簿	⑤ 履歴書	⑥ 出勤簿	⑦ 学籍簿	⑧ 出席簿	⑨ 健康診断に関する表簿	⑩ 入学者選考表簿	⑪ 在校者成績考査表簿	⑫ 資産原簿	⑬ 出納簿	⑭ 予算決算に関する表簿	⑮ 器械器具・標本・模型・図書その他の備品目録	⑯ 往復文書処理簿					
① 学則																					
② 日課表																					
③ 学校日誌																					
④ 職員名簿																					
⑤ 履歴書																					
⑥ 出勤簿																					
⑦ 学籍簿																					
⑧ 出席簿																					
⑨ 健康診断に関する表簿																					
⑩ 入学者選考表簿																					
⑪ 在校者成績考査表簿																					
⑫ 資産原簿																					
⑬ 出納簿																					
⑭ 予算決算に関する表簿																					
⑮ 器械器具・標本・模型・図書その他の備品目録																					
⑯ 往復文書処理簿																					
(2) 専任の事務職員配置されているか	指定規則第2条第1項第17号																				
9 器械器具及び模型																					
次に掲げる器械器具及び模型が備えられているか	指定規則第2条第1項第14号、指導要領7(7)																				

柔道整復師養成施設自己点検表(広島県)

- ◆指定規則...柔道整復師学校養成施設指定規則
- ◆指導ガイドライン...柔道整復師養成施設指導ガイドライン
- ◆指導要領...広島県柔道整復師養成施設指導要領
- ◆施行令...柔道整復師法施行令

養成施設名

課程の別

(昼・夜・通・その他)

定員()名

修業年限

年

点検事項		根拠規定	施設状況	適否	確認書類(例)															
				適 否																
【器械器具】	一 専門基礎科目用																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">イ</td> <td>生理学実習用機器 (血圧計, 聴診器を含む。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ロ</td> <td>整形外科学・リハビリテーション医学実習用機器 (赤外線治療器, ギプス等, 温熱療法機器, 角度計, 握力計, 背筋力計を含む。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ハ</td> <td>救急外科学実習用機器</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ニ</td> <td>装具 (十種類以上, スプリントを含む。)</td> </tr> </table>	イ	生理学実習用機器 (血圧計, 聴診器を含む。)	ロ	整形外科学・リハビリテーション医学実習用機器 (赤外線治療器, ギプス等, 温熱療法機器, 角度計, 握力計, 背筋力計を含む。)	ハ	救急外科学実習用機器	ニ	装具 (十種類以上, スプリントを含む。)											
イ	生理学実習用機器 (血圧計, 聴診器を含む。)																			
ロ	整形外科学・リハビリテーション医学実習用機器 (赤外線治療器, ギプス等, 温熱療法機器, 角度計, 握力計, 背筋力計を含む。)																			
ハ	救急外科学実習用機器																			
ニ	装具 (十種類以上, スプリントを含む。)																			
【模型】	二 専門科目用																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">イ</td> <td>固定用具一式 (副木を含む。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ロ</td> <td>物理療法実習用機器 (各種電法, 低周波治療法器を含む。)</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>人体骨格模型(等身大)</td></tr> <tr><td>人体解剖模型</td></tr> <tr><td>循環器模型</td></tr> <tr><td>神経系模型(中枢神経及び末梢神経を含むもの)</td></tr> <tr><td>味覚器模型</td></tr> <tr><td>聴覚器模型</td></tr> <tr><td>嗅覚器模型</td></tr> <tr><td>視覚器模型</td></tr> <tr><td>触覚器模型(外皮)</td></tr> <tr><td>関節種類模型(八種以上)</td></tr> <tr><td>上・下肢解剖模型</td></tr> <tr><td>脊髓横断模型及び実習モデル人型</td></tr> </table>	イ	固定用具一式 (副木を含む。)	ロ	物理療法実習用機器 (各種電法, 低周波治療法器を含む。)	人体骨格模型(等身大)	人体解剖模型	循環器模型	神経系模型(中枢神経及び末梢神経を含むもの)	味覚器模型	聴覚器模型	嗅覚器模型	視覚器模型	触覚器模型(外皮)	関節種類模型(八種以上)	上・下肢解剖模型	脊髓横断模型及び実習モデル人型			
イ	固定用具一式 (副木を含む。)																			
ロ	物理療法実習用機器 (各種電法, 低周波治療法器を含む。)																			
人体骨格模型(等身大)																				
人体解剖模型																				
循環器模型																				
神経系模型(中枢神経及び末梢神経を含むもの)																				
味覚器模型																				
聴覚器模型																				
嗅覚器模型																				
視覚器模型																				
触覚器模型(外皮)																				
関節種類模型(八種以上)																				
上・下肢解剖模型																				
脊髓横断模型及び実習モデル人型																				
10 図書	(1) 教育上必要な専門図書(電子書籍を含む1,000冊以上)	指定規則第2条第1項第14号																		
	(2) 学術雑誌(電子書籍を含む10種類以上)	指導要領7(7)																		
11 その他の備品	(1) 机及び椅子(同時に授業を受ける生徒数と同数)	指導要領7(7)																		
	(2) ベッド及びその附属品(1組当たり/3名以下)																			
12 報告に関する事項	毎学年度開始後2か月以内に報告する年次報告は, 遅滞なく報告しているか	施行令第5条																		